

- 一、車外給養券與答より、給養券給付の旨を答へ給養券費限
- 二、要求 概 略
- 三、式製盤Jなるの取除きの取次を要する。
- 四、細則の遺棄より、車夫の出入場をJに留め置くこととする。給養券費限
- 五、給 主 取 扱
- 六、同 給 主 取 扱 係 大 澤 大 平 田 支 店
- 七、同 給 主 取 扱 係 大 澤 大 平 田 支 店
- 八、同 給 主 取 扱 係 大 澤 大 平 田 支 店
- 九、同 給 主 取 扱 係 大 澤 大 平 田 支 店
- 十、同 給 主 取 扱 係 大 澤 大 平 田 支 店
- 十一、同 給 主 取 扱 係 大 澤 大 平 田 支 店
- 十二、同 給 主 取 扱 係 大 澤 大 平 田 支 店
- 十三、同 給 主 取 扱 係 大 澤 大 平 田 支 店
- 十四、同 給 主 取 扱 係 大 澤 大 平 田 支 店
- 十五、同 給 主 取 扱 係 大 澤 大 平 田 支 店
- 十六、同 給 主 取 扱 係 大 澤 大 平 田 支 店
- 十七、同 給 主 取 扱 係 大 澤 大 平 田 支 店
- 十八、同 給 主 取 扱 係 大 澤 大 平 田 支 店
- 十九、同 給 主 取 扱 係 大 澤 大 平 田 支 店
- 二十、同 給 主 取 扱 係 大 澤 大 平 田 支 店

財団法人協同會福岡出張所

- 一、座直の場合には之を支給せずこれを紋上の場合と雖も藝妓乗車したると同様支給されたし
- 二、目下券番で小型自動車二臺を購入使用せるが三川町以外は全部人力車を使用のこと
- 三、車夫の増減は車夫に一任（従来は券番役員會にて決定）
- 四、毎月参圓の積立金を撤廢すること
- 五、風呂、瓦斯を設備し當番には夜具を支給のこと
- 六、退職金を支給のこと

九、経過並解決

八月三十日車夫全員は種々協議したる結果代表二名を以て券番側に待遇改善方を要望したるも營業不振を理由に拒絶せられたるも爲社大黨大牟田支部に指導を求め、其の導終に蓋き款願書を作成し藝妓置屋組合長武藤某に善處方懇願したり。

財団法人協同會福岡出張所